

よくあるご質問

Q1 この補助金の対象者は、具体的にはどのような事業者ですか？

A1 以下の要件のすべてを満たす方が対象となります。

- ・ 事業を営んでいない個人又は開業届に記載した開業日から5年を経過していない個人事業主で、令和3年4月1日以降に新たに会社を設立した方
- ・ 別府市より特定創業支援等事業の証明を受け、登録免許税の軽減を受けている方
- ・ 別府市内に本店を置いていること
- ・ 新たに設立する会社以外に、経営に携わっていないこと。
- ・ 暴力団員もしくは暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- ・ 市税を完納していること。

Q2 特定創業支援等事業を受けなければ、この補助金を受けることができないのですか？

A2 特定創業支援等事業を受けていない場合は、補助金の対象者とはなりません。

Q3 特定創業支援等事業を受けるには、どうすればよいですか？

A3 市のホームページで、特定創業支援等事業を行う創業支援等事業者を紹介しています。

詳しくはこちらをご覧ください。 [創業支援等事業者詳細](#)

Q4 現在会社を経営しているが新規で別会社を設立する場合、補助金の対象となりますか？

A4 新たに設立する会社以外に経営に携わっている場合、国の特定創業支援等事業の対象とはなりません。そのため、補助金の対象者とはなりません。

Q5 別府市外居住だが、別府市内で会社を設立する場合は補助金の対象となりますか？

A5 別府市で特定創業支援等事業の証明を受けて、別府市内で会社を設立すれば対象となります。

Q6 一般社団法人を設立する場合も対象となりますか？

A6 対象になりません。

国の特定創業支援等事業については、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社を設立する方が対象となります。一般社団法人及び一般財団法人の設立については対象外となるため、本補助金についても対象外となります。

Q7 株式会社設立の際、75,000円以上支払った場合はどうなりますか？

A7 一律75,000円となります。

Q8 合同会社設立の際、30,000円以上支払った場合はどうなりますか？

A8 一律30,000円となります。

Q9 募集期間より前に登記しているが、対象とはなりませんか？

よくあるご質問

A9 対象となりません。

令和3年4月1日以降に登記を行った方が対象となります。

Q10 申請から振込までのどのくらいかかりますか？

A10 申請書受領後、1か月程度でご指定の口座に振り込み予定です。